

統計調査員 登録申込書

岩国市長 様

申込日： 令和 年 月 日

私は、下の「確認事項」を全て承諾したうえで、統計調査員として登録を希望します。

ふりがな			生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	
氏 名			性 別 (任 意)	男 ・ 女 ・ その他	
住 所	(〒 —) ※共同住宅の場合は建物名、号棟室番もご記入ください。 ↓ 不明であれば記入不要。			自治会名	
				小学校区	
				中学校区	
職 業	1. 無職 2. 自営業 3. 会社員 4. 公務員 5. その他 ()				
連 絡 先 (日中連絡がとれる所)	携 帯 電 話	— —			
	自 宅 電 話	— —			
	メールアドレス	@			
	連絡希望日 時 間 帯	いつでも ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 いつでも ・ 時間帯 (時 ~ 時)			
希 望 調査地域	1. 自宅周辺 2. 特定の地域 (、) 3. 特になし				
希 望 統計調査	1. 世帯を対象とした調査 2. 事業所を対象とした調査 3. 特になし (国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、農林業センサス、 漁業センサス、全国家計構造調査、社会生活基本調査、労働力調査、毎月勤労統計調査など)				
調査時の 交通手段	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク(任意保険加入済) 4. 自動車(任意保険加入済) 5. その他 () ※利用する可能性があるもの全てに○をしてください。				
過去の統計調査員経験	1. あ り (、) 2. な し				
備考欄					

【 確認事項 】

- 統計調査員の登録資格要件は、次の全てを満たしている方となります。
 - 20 歳以上の方。
 - 調査業務に従事する際は、責任を持って遂行される方。
 - 調査によって知り得た秘密を守れる方。(調査終了後を含む。)
 - 税務、警察、選挙運動等に直接関係のない方。
 - 暴力団その他反社会的勢力との関係のない方。
- 登録情報については、政策企画課及び総合支所・支所の統計担当部署が統計調査員の選任並びに表彰及び研修を行う目的の範囲内で利用します。また、国又は山口県が実施する統計調査に関連して、当該機関から登録情報の照会があった場合は、登録情報を提供することがあります。
- 統計調査員としての登録申込みとなります。必ずしも統計調査を依頼できるとは限りません。調査員としてお願いする場合は、政策企画課(または、総合支所・支所の統計担当)から電話等により「調査の概要やスケジュール」を説明させていただきますので、調査員として活動できるか検討をお願いします。

岩国市役所3階 政策企画課 統計班 (電話 : 29-5022)

裏面もご確認ください

統計調査の流れ（概要）

○岩国市から調査員として活動依頼

- ・岩国市（政策企画課、総合支所・支所）から、「調査の概要やスケジュール」の説明を受け、統計調査員としての活動依頼
- ※必ずしも統計調査を依頼できるとは限りません。



○調査員としての活動承諾

- ・岩国市へ承諾の旨を伝える（電話など）



○統計調査事務打合せ会(説明会)に出席

- ・山口県 or 岩国市が実施



○調査の準備（調査員宅）

- ・手引きなどで調査方法を習得
- ・調査区・調査用品などの確認



○調査対象（世帯 or 事業所）を訪問

- ・調査目的の説明
- ・調査への協力を願う



○調査票の配布・記入依頼

- ・調査票を配布し、記入依頼
 - ・後日の回収日時を確認
- ※調査によっては、郵送回答、インターネットで回答が可能



○調査票の回収・督促・点検（調査員宅）

- ・調査票を回収・督促
- ・回収した調査票を確認（不要な場合あり）



○山口県 or 岩国市へ調査票・用品提出

- ・調査票を期日までに提出



○調査員業務終了

※この流れは標準的なものです。

世帯、事業所への訪問回数などの業務の内容や報酬については調査により異なります。

○統計調査員にお願いする統計調査とは
統計調査員に従事いただく統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき国が実施する「基幹統計調査」と呼ばれるものです。

「基幹統計調査」とは、行政機関が実施する統計調査のうち、特に重要なもので次のようなものがあります。

- ・**国勢調査**：日本国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を明らかにすることを目的に5年ごとに実施されています。
なお、第1回目の国勢調査は、100年以上前の1920年（大正9年）に実施されました。
- ・**経済センサス**：日本国における産業構造を包括的に捉え、実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに実施されています。
- ・**労働力調査**：完全失業率など雇用・失業情勢を明らかにすることを目的として毎月実施されています。
- ・**その他**：住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、農林業センサス、漁業センサス、全国家計構造調査、社会生活基本調査、毎月勤労統計調査などがあります。

統計法により、調査を受ける人には「調査に対して報告を行う義務」が、また、調査を実施する関係者（調査員など）には、「調査によって知ったことを他（家族を含む）に漏らしてはいけない義務」が課せられています。

○統計調査員とは

統計調査員は、国勢調査や各種経常調査などの統計調査が実施されるごとに、国や県から非常勤の公務員として任命され、世帯や事業所を訪問し、調査票の配布・回収、回収した調査票の点検・整理などの業務に従事していただきます。

なお、調査期間は概ね3ヶ月程度であり、調査により異なります。